

公益財団法人北海道体育協会 事務局組織規程

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人北海道体育協会定款第47条第1項に規定する事務局の組織に関する基本的な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 事務局に、次の課を置く。

- (1) 総務・会計課
- (2) 生涯スポーツ課
- (3) 競技スポーツ課
- (4) 利用サービス課

(課の分掌事務)

第3条 総務・会計課においては、次の事務を分掌する。

- (1) 事務局業務の総合調整に関すること。
- (2) 理事会及び評議員会に関すること。
- (3) 企画運営委員会に関すること。
- (4) 役員に関すること。
- (5) 定款その他の諸規程の制定及び改廃に関すること。
- (6) 職員の任免、給与、服務、研修その他人事に関すること。
- (7) 職員の福利及び厚生に関すること。
- (8) 文書の收受、発送、編集及び保存に関すること。
- (9) 会印及び職印の管守に関すること。
- (10) 競技団体及び地方団体の加盟に関すること。
- (11) 現金、有価証券及び郵券の出納保管に関すること。
- (12) 出納事務に関すること。
- (13) 栄典及び表彰に関すること。
- (14) 情報公開に関すること。
- (15) スポーツ安全協会北海道支部の事務処理に関すること。
- (16) 個人情報保護に関すること。
- (17) 予算及び決算の総合調整に関すること。
- (18) 会計帳簿の管理に関すること。
- (19) 監査・検査の総合調整に関すること。
- (20) 財務会計の審査及び指導に関すること。
- (21) 法人の財産に関すること。
- (22) その他他の課に属さない事務処理に関すること。

2 生涯スポーツ課においては、次の事務を分掌する。

- (1) 普及・生涯スポーツ委員会に関すること。
- (2) 地方体育協会連絡協議会に関すること。
- (3) 北海道スポーツ指導者協議会に関すること。
- (4) 北海道体力テスト指導者協議会に関すること。
- (5) 北海道スポーツ少年団指導者協議会に関すること。
- (6) 道民スポーツの普及に関すること。
- (7) スポーツ指導者の養成及び研修に関すること。
- (8) 加盟地方団体の育成及び指導に関すること。
- (9) 北海道スポーツ少年団の育成及び指導に関すること。
- (10) スポーツ少年団の国際交流に関すること。

- (11) 北海道スポーツ少年団指導者の育成及び研修に関する事。
- (12) 総合型地域スポーツクラブの育成・支援に関する事。

3 競技スポーツ課においては、次の事務を分掌する。

- (1) 競技力向上委員会に関する事。
- (2) スポーツ科学委員会に関する事。
- (3) 国民体育大会の選手団派遣に関する事。
- (4) 海外スポーツ交流に関する事。
- (5) 競技力向上の推進に関する事。
- (6) コーチの資質向上に関する事。
- (7) 選手強化に関する事。
- (8) 測定事業の推進及び測定室の運営に関する事。
- (9) 加盟競技団体の育成及び指導に関する事。
- (10) スポーツ医科学等の研究に関する事。
- (11) スポーツ相談に関する事。

4 利用サービス課においては、次の事務を分掌する。

- (1) 指定管理に係る予算の総括に関する事。
- (2) 施設、付帯設備の利用承認に関する事。
- (3) 施設、付帯設備の利用料金の徴収に関する事。
- (4) 施設、付帯設備の利用料金の減免に関する事。
- (5) 施設、付帯設備、器機等の貸出、設置及び利用確認に関する事。
- (6) トレーニング室・ランニングコースの管理運営に関する事。
- (7) 自主事業に関する事。
- (8) 施設利用促進に関する事。
- (9) 施設利用状況等の統計調査に関する事。
- (10) 広報・ホームページに関する事。
- (11) スポーツ情報・資料室に関する事。
- (12) 財産の取得、管理、営繕及び処分に関する事。
- (13) 器具物品の取得、管理、貸出及び処分に関する事。
- (14) 施設設備の警備、保安及び清掃に関する事。
- (15) 施設設備の運転、操作、保守及び管理に関する事。
- (16) 北海道体育施設協会及び全国都道府県立武道館協議会に関する事。

(職 員)

第4条 事務局に次の職の職員を置く。

- (1) 事務局長
- (2) 事務局次長
- (3) 事務局参与
- (4) 課 長
- (5) 課長補佐
- (6) 主 任
- (7) 主 事

2 前項に掲げる職員ほか、北海道立総合体育センター（以下「体育センター」という。）に、館長及び副館長を置く。

3 館長は、専務理事をもって充て、副館長は、事務局長をもって充てる。

4 第1項の職員のほか、必要に応じて期限付職員、嘱託職員、臨時職員及びパート職員を置くことができる。

5 職員の任命は、会長が行う。ただし、事務局長を任命するには、理事会の同意を得なければならない。

(職 務)

第5条 前条第1項の職員の職務は、次のとおりとする。

- (1) 事務局長は、理事会の決定に基づき法人の運営に関する事務を掌理し、所属する職員を監督する。
- (2) 事務局次長は、事務局長を補佐し、法人の運営に関する事務を整理する。
- (3) 事務局参与は、上司の命を受け、特命に関する事務を掌理する。
- (4) 課長は、上司の命を受け、課に属する事務をつかさどる。
- (5) 課長補佐は、課長を補佐し、課の事務を処理する。
- (6) 主任は、上司の命を受け、事務を処理する。
- (7) 主事は、上司の命を受け、事務に従事する。

2 前条第2項の職員の職務は、次のとおりとする。

- (1) 館長は、理事会の決定に基づき、体育センターの管理運営に関する事務を掌理し、所属する職員を監督する。
- (2) 副館長は、館長を補佐し、体育センターの管理運営に関する事務を整理する。

2 前条第4項の職員の職務は別に定める。

(専務理事への委任)

第6条 この規程に定めるもののほか、事務局の組織に関し必要な事項は、専務理事が定める。

附 則

この規程は、昭和55年5月1日から施行する。

附 則 (昭和61年5月30日一部改正)

この規程は、昭和61年4月1日から施行する。

附 則 (平成2年3月30日一部改正)

この規程は、平成2年4月1日から施行する。

附 則 (平成11年8月26日一部改正)

この規程は、平成11年10月1日から施行する。

附 則 (平成12年3月23日一部改正)

この規程は、平成12年4月1日から施行する。

附 則 (平成12年12月22日一部改正)

この規程は、平成12年12月22日から施行する。

附 則 (平成13年3月29日一部改正)

この規程は、平成13年4月1日から施行する。

附 則 (平成16年3月31日一部改正)

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則 (平成18年3月24日一部改正)

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則 (平成19年3月23日一部改正)

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成21年6月30日から施行する。

附 則 (平成22年6月17日一部改正)

この規程は、平成22年7月1日から施行する。

附 則 (平成24年3月22日改正)

この規程は、公益財団法人北海道体育協会の設立の登記の日（平成24年4月1日）から施行する。